

## 関元事務局長刑事訴訟判決に係る記者会見について

平成 19 年 9 月 28 日、関元事務局長に係る刑事裁判の判決が下されました。業務上横領・背任 懲役 7 年・訴訟費用被告負担。判決では、業務上横領について「いずれも周到な計画に基づく巧妙な犯行。被告人は中央会や酒政連からの信頼を裏に、組合員の生活の安定のための基金から合計 34,000,000 円もの大金を横領し、それを自己の遊興費として使用した」背任について「中央会が抱え込んだリスクは通常あり得ないほど大きく、年金資産に及ぼした損害は計り知れない。老後の生活資金として中央会を信頼し、資産を託していた加入者の喪失感は察するに余りある。欲に目をくらまし任務を尽くさなかった被告人の責任は極めて重い」また、「中央会の管理体制の杜撰さにつけこんだ犯行であり、中央会の管理体制及び理事らの職務執行のあり方に問題があったと言わざるを得ない」とし、「被告人一人に罪を負わせるのは酷なところもある」等とされた。

判決を受け、中央会では当日、藤田会長・四十万副会長・春本副会長が出席の下、記者会見を開きましたので、以下その概要を記します。

「私どもが平成 17 年から 2 年間、年金問題に携わる中で調査をし、今回の判決に至った。求刑では業務上横領・背任で 10 年と言うことであったが、今回の判決では懲役 7 年と言うことであった。本日の判決が他の訴訟にも大きな影響があると思う。本日より 14 日間、上告申請の期間があるので動きを注視していく。これまでは、部分的に解明がされた部分に関して取り組んできたが、ウエスト・ネバダへの投資に関するリポートを受け取った経緯も含めた全体像を見る必要があると考えている。この判決を踏まえ、再度精査し、関元事務局長への民事裁判を始めとした、他の裁判へ備えたい。今回、3 年の減刑については、当時の中央会の杜撰さも指摘されている。今後引き続き、組織の体制整備とチェック機能の運用を図り、回収と責任追及を来年の 3 月までの任期であるが、一生懸命務めていく。」

以 上